

本庄市環境保全条例第15条第2項に基づく意見（案）について

○概要

令和2年10月7日開催の第1回本庄市環境審議会の報告事項であった産業廃棄物処理施設の設置の件について、株式会社井田建設から令和3年1月7日付けで廃棄物等処理事業地域説明会開催報告書（以下「報告書」）が本市に提出されました。そして、本庄市で報告書を1月8日～28日（14日間）まで縦覧した後、1月29日～2月8日（7日間）まで、関係住民（※1）が市に意見を提出することができる期間がありましたが、報告書に関する意見の提出はありませんでした。

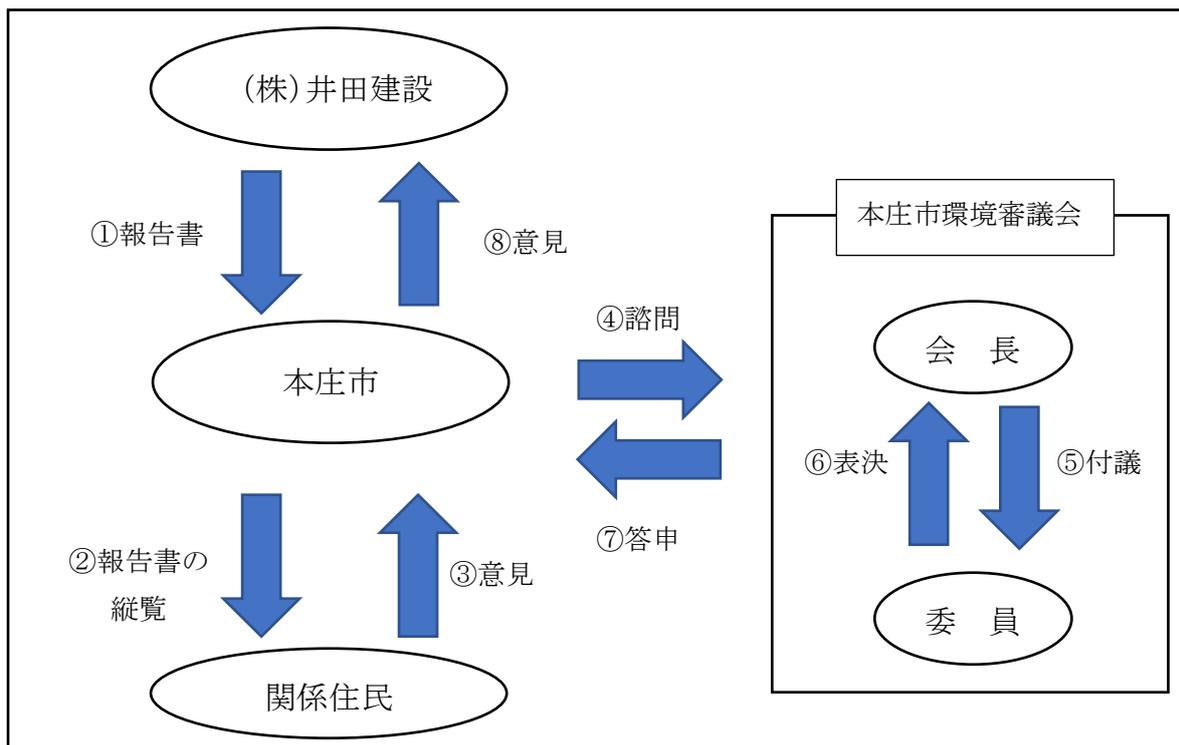
今後の手続き（※2）として、本庄市環境保全条例第15条第2項に基づき、市は(株)井田建設に対して、周辺環境のために必要な事項を記載した意見を送付することとなっております。そして、意見を送付するにあたり、事前に本庄市環境審議会の意見を聴くことが同条例第15条第3項で定められています。

今回は、(株)井田建設に対する市の意見書（案）の内容について、書面にて表決していただくものです。具体的な内容は次ページをご覧ください。

※1 関係住民とは・・・

- ・ 関係地域に住所を有する者
- ・ 関係地域に事務所又は事業所を有する個人及び法人
- ・ 廃棄物処理事業を実施しようとする場所に隣接する土地及び建物の所有者
- ・ 関係地域にその区域の一部又は全部がある自治会を代表する者
（都島、山王堂、沼和田、小島、万年寺、杉山、新井、三友及び上里町の一部）

※2 手続きイメージ図（番号は手続きの順番）



○市の意見書（案）の具体的な内容

- (1) 当該施設の地域は騒音規制法及び振動規制法により、騒音 55 dB、振動 60 dB の規制基準が定められています。第 1 回目の環境審議会資料でも確認できますが、(株)井田建設が本庄市に提出した騒音レベル予測は騒音の大きい場所で 51 dB、振動レベル予測は振動の大きい場所で 60 dB であり、規制基準値内となっております。

しかし、あくまで予測であることから、関係法令の遵守について下記のとおり市の意見書に記載するものです。

【意見書に記載する内容】

「騒音及び振動については騒音規制法及び振動規制法をはじめとする関係法令の基準を遵守するほか、周辺の環境に十分に配慮すること」

- (2) 上述の騒音や振動の他にも地域の生活環境の保全を図ることを目的として、(株)井田建設は本庄市と廃棄物等処理事業協定（以下「協定」）を締結するよう意見するものです。この協定を締結することにより、万が一協定内容に抵触する事案が発生した場合、本庄市は相手方に対して協定に基づき改善するよう求めることができます。協定については、本庄市環境保全条例第 18 条で締結することが定められていますが、市の意見として協定を締結するよう、下記のとおり市の意見書に記載するものです。

なお、具体的な協定の内容等については、次回開催される環境審議会の審議事項となります。

【意見書に記載する内容】

「株式会社井田建設は本庄市と廃棄物等処理事業協定を締結すること」